

ウイルス性肝炎進行防止対策精密検査費助成事業実施要綱

第1 目的

肝炎ウイルス（B型及びC型）の持続的感染者は、自覚症状がほとんどなく、感染に気づいていない者が相当数いると考えられ、また、ウイルスの持続的な感染により肝硬変や肝がんへと移行する可能性もあることから、ウイルスキャリア（保有者）を早期に発見し、早期治療に結びつけることを目的として、医療機関における初回の精密検査費用に対して助成する。

第2 実施主体

実施主体は北海道とする。

第3 対象者

この事業の対象となる者は、次に掲げる各号全ての要件に該当する者（以下「対象者」という。）とする。

ただし、他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療給付が行われる者は除くものとする。

（1）道内に住所を有する者

（2）市町村又は保健所が実施するB型又はC型の肝炎ウイルス検診（以下「一次検診」という。）の結果が陽性と判定された者

ただし、B型又はC型のウイルス性肝炎に罹患したことにより、平成17年9月30日以前に特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和51年4月1日付け保健第1607号北海道衛生部長通知）に基づく受給者証、登録者証若しくは認定書、平成17年10月1日以降にウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療給付事業実施要綱（平成17年9月30日付け北海道保健福祉部長通知）に基づく受給者証若しくは認定書、ウイルス性肝炎進行防止対策医療給付事業（肝炎治療特別促進事業）実施要綱（平成20年6月10日付け健康第716号北海道保健福祉部長通知）に基づく受給者証又は肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱（平成30年12月1日付け地保第3770号北海道保健福祉部長通知）の参加者証の交付を受けた者は除くものとする。

（3）次のいずれかに該当する者

ア 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員等共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）（以下「医療保険各法」という。）の規定による被保険者又は被扶養者

イ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による被保険者

第4 実施方法

対象者が肝炎ウイルスに関する精密検査を受けた場合、予算の範囲内において対象者が負担した費用を交付することにより行う。

第5 対象費用

1 対象となる費用の範囲は、対象者が一次検診において陽性と判定された後、医療機関を受診し、B型又はC型の肝炎ウイルスの保有状況を把握するために行った初回の精密検査に係る次の費用とする。

(1) 初診（再診）料

(2) 検査料

次の血液検査

ア 肝炎ウイルス検査（HBe 抗原、HBe 抗体、HBV 量、HCV 量、HCV のタイプ等）

イ 生化学検査（AST（GOT）、ALT（GPT）、ZTT 等）

ウ 末梢血液一般検査（血小板数）

2 前項の費用の額は、医療保険各法の規定による医療又は後期高齢者医療の医療に要する費用の額の算定方法の例により算定した当該検査に要する費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額

第6 費用の請求及び支払

1 対象者は、医療機関に支払った費用を「ウイルス性肝炎進行防止対策精密検査費請求書」に次の書類を添付して、知事に（札幌市に住所を有する者にとっては各区保健福祉部長を、旭川市、函館市及び小樽市に住所を有する者にとっては保健所長を経由して）請求することができるものとする。ただし、請求することができる期間は、医療機関に費用を支払った月の翌月から5年間とする。

(1) 一次検診の結果を記載した文書の写し等（一次検診の結果が陽性であり、一次検診の実施者が市町村又は保健所であることがわかるもの）

※ 当該文書の写し等を添付できない場合は、請求書の一次検診実施者の証明欄に市町村又は保健所の証明を受けること。

(2) 精密検査の領収書及び個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書

2 知事は、前項の請求書を受理したときは、その内容を審査の上、支払額を決定し、速やかに支払うものとする。

第7 補則

この要綱に定めるもののほか、ウイルス性肝炎進行防止対策精密検査費助成事業の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日以降に実施された健康診査等に適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 6 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。